

記入例

簡易な収入見込額の申立書
【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

申請者は①-1に、配偶者等は①-2に、令和5年1月以降の任意の1月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類（給与明細書、事業収入の帳簿など）を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入を記入する必要はありません。また、非課税の収入、臨時的な収入（賞与等）は、各収入には含めません。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、任意の1月の収入合計額（A+B+C）を12倍した年間収入見込額を記入してください。

②-1（申請者）と②-2（配偶者等）を比べ、②-1（申請者）の方が高いことを確認してください（今回の給付金は収入金額が高い方を申請者としております。）。

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。

最後に、②-1（申請者の年間収入見込額）と③（申請者の限度額）を比べ、②-1の方が低い（＝非課税相当である）ことを確認してください。

○ 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒に提出ください。

①-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 5 年 7 月			注意事項
収入	給与収入【A】	165,000	円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。 ※「総支給額」をご記入ください（手取り額ではありません。）。
	事業収入又は不動産収入【B】		円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円 ※公的年金収入（非課税を除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】		165,000	円 ※【A・B・C】の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

②-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	1,980,000	円
--------------	-----------	---

①-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 5 年 7 月（※基本的に①申請者と同じ「年月」としてください）			注意事項
収入	給与収入【A】		円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。 ※「総支給額」をご記入ください（手取り額ではありません。）。
	事業収入又は不動産収入【B】	66,000	円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円 ※公的年金収入（非課税を除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】		66,000	円 ※【A・B・C】の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

②-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	792,000	円
---------------	---------	---

③ ②-1（申請者）の年間収入見込額が②-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	2,057,000	円
------------	-----------	---

※ ②-1（申請者）の年間収入見込額が②-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合（世帯の人数が2人の場合に限る。）は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。
※ 給与収入、事業収入等のいずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦子1人	156.0万円
✓3人（例）夫婦子1人	205.7万円
4人（例）夫婦子2人	255.7万円
5人（例）夫婦子3人	305.7万円
6人（例）夫婦子4人	355.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む。）

※②-1（申請者）の年間収入見込額が③非課税相当収入限度額より高い場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（裏面に続きます）

【確認事項】 各項目を確認いただき、氏名をご記入ください。

確認事項を全てご確認の上、申請者および配偶者等の氏名を記入（署名）してください。

収入の減少が食費等の物価高騰の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方を申請者としてください。

- 下記の申請要件に該当しています。
 - (1) 食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。
 - (2) ②-1 (申請者)の年間収入見込額が③非課税相当収入限度額を下回っています。
- 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等・コピー可）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が非課税相当収入限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 5 年 8 月 23 日

申請者氏名 ○○ ○○ (※署名)

配偶者等氏名 ○○ ○○ (※署名)